

令和7年度

募集期間：11月26日から12月25日まで

地域おこし協力隊 受入事業所を募集します！

せたな町では地域外の人材を積極的に誘致し、その定住、定着を図り、地域力の維持・強化に資することを目的として地域おこし協力隊の事業者派遣制度を創設しました。

地域おこし協力隊とは・・・

町の課題解決（人材不足や担い手不足・ノウハウ不足）をするため都市地域から住民票を異動し、生活の拠点を移し勤務する人を町が委嘱する制度

イメージ

業務委託・連携

せたな町

委嘱

受入事業者

雇用

地域おこし協力隊

メリット

・新たな分野にチャレンジ・事業拡大等に必要の人材を地域外から登用することができ、最大3年間は人件費相当分の委託料が町から交付されます。

条件

- ・せたな町内に事務所・事業所等を置く法人及び個人事業主であること。
- ・採用しようとする隊員は既存事業の業務をさせるなどの補充人材ではなく、**新たな分野や事業に取り組むための人材**で任期終了後も雇用を継続（又は事業承継）し、隊員の定住に取り組む事業所



流れ

- ①申請書を提出→書類・対面審査により受入企業を決定
- ②事業ホームページ等で募集⇒採用ののち町と委託契約

詳細はコチラから

